導入促進基本計画

**１　先端設備等の導入の促進の目標**

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

　本市の就業者の割合は、第三次産業が５８.５％、第二次産業が３２.９％、第一次産業が８.６％となっており、特に第三次産業就業者は半数を超え、増加傾向が伺える。（令和２年１０月１日現在/国勢調査）さらに市内約１，８００の事業所のうち卸売業・小売業の事業所数は４００超、建設業、製造業もそれぞれ２００超あり、市内の事業所の過半数を占めている重要な産業である。（平成２８年６月１日現在/経済センサス）

本市では、首都圏近郊に位置する地理的条件と首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）の経済波及効果を生かした企業誘致を積極的に推進しており、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、年間の製造品出荷額等は平成２３年から４６５億円増となっており、今後も増加が見込まれる。（令和２年工業統計調査）

一方、本市の人口は現在約３万８千人、構造は年代別に０～１４歳が８．２％、１５～６４歳が５３％、６５歳以上が３８．８％（令和４年１０月１日現在）となっており、市としては平成１７年の合併当初をピークとし、以降減少傾向に転じている。

また、人口減少とともに少子高齢化が著しく進展しており、令和４年４月には市全域が過疎地域の指定を受けるなど、社会を支える働く世代（生産年齢人口）も減少している。

地目別土地面積は、農地や山林等の自然的土地利用が約６割、宅地や雑種地、都市的土地利用が約４割である。市の基幹産業は農業であるが、第一次産業就業者は過去３０年間で７割減少しており、人材不足、後継者不足も深刻な課題となっている。

上記の状況を踏まえ、中小企業者が積極的な設備投資を行い、生産性を向上することは、地域振興及び商工業の維持、活性化、安定的経営や担い手育成のために非常に重要である。

（２）目標

　本市では、中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内中小企業者の生産性向上を図る。これを実現するための目標として、計画期間中に１０件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均３％以上向上することを目標とする。

**２　先端設備等の種類**

本市の産業は、小売業、建設業、製造業、基幹産業でもある農業と、多岐にわたっており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等の全てとする。

**３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項**

（１）対象地域

本市は大きく西部と東部に分かれ、工業系市街地の拠点地域、圏央道IC・PA活用拠点地域、水源豊かな水田地域等多様な地域が存在する。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域を、市内全域とする。

（２）対象業種・事業

本市の産業は、前述のとおり小売業、建設業、製造業、基幹産業でもある農業と、多岐にわたっており、様々な業種が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取り組みは多様であり、したがって本計画においては、労働生産性が年平均３％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。ただし、配慮すべき事項を考慮するものとする。

**４　計画期間**

（１）導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、国が同意した日から２年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

　先端設備等導入計画の計画期間は、３年間、４年間または５年間とする。

**５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項**

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象とせず、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

・先端設備等導入計画の認定を受けるものは、市税等に未納のないものとする。